

J R新前橋駅東口市有地等活用事業  
事業提案者募集要項

令和3年4月

J R新前橋駅東口市有地等活用事業検討協議会

## 目 次

1. はじめに	1
2. 募集対象区域	2 ~ 5
3. 募集実施の概要	6 ~ 17

### 〈様式関係〉

様式1 募集参加申込書	18
様式2 質問書	19
様式3 参加資格要件確認書	20
様式4 誓約書	21
JR新前橋駅東口市有地等活用事業 事業提案者募集提案書表紙	22

## 1. はじめに

前橋市は、東京まで約100km、群馬県のほぼ中央に位置しており、約33.5万人の人口を擁する県都として、行政・産業・教育・文化など各方面に渡る高次な都市機能を有し、北関東の中核都市として発展してきました。

その前橋市の南西部に位置するJR新前橋駅は、上越線と両毛線の2路線が乗り入れる市内随一のターミナル駅であり、その利便性を背景に、周辺には企業や工場、専門学校、公共施設、商業施設等が立地しており、前橋市の主要な地域拠点に位置づけられています。

そのようなポテンシャルの高いエリアにおいて、現在、同駅東口の市有地は平面駐車場として土地利用されているところですが、当該地の駅前好立地というメリットを活かした有効活用を図り、さらには、隣接する鉄道用地の一部も含め、一体的な施設等整備の可能性について検討を行うため、このたび、優れた企画力を有する民間事業者の皆様から事業提案を募集することといたしました。

JR新前橋駅東口市有地等活用事業検討協議会（以下、「協議会」という）としましては、民間事業者の皆様にご理解いただき、JR新前橋駅前に相応しい施設や事業効果の高い提案の応募をお願い申し上げます。

なお、選定された事業提案者には、提案内容を基にして、事業化に関する具体の協議等（基本計画の作成や関係機関等との協議や調整等）を行っていただき、事業化に関して協議会と合意に至った場合には、事業実施協定を締結して本事業の事業実施者となっていただくことを想定しておりますので、あらかじめお含みおきください。

### 用語の定義

事業応募者：本募集要項に基づいて応募する企業又は企業グループ

事業提案者：提案審査により、協議会と共に検討を行う事業者として選定された企業又は企業グループ

事業実施者：事業化に必要な協議・手続き等を経て、協議会と事業実施協定締結に至った事業提案者  
（第一種市街地再開発事業としての施行を想定）

## 2. 募集対象区域

### (1) JR新前橋駅東口地区の位置図



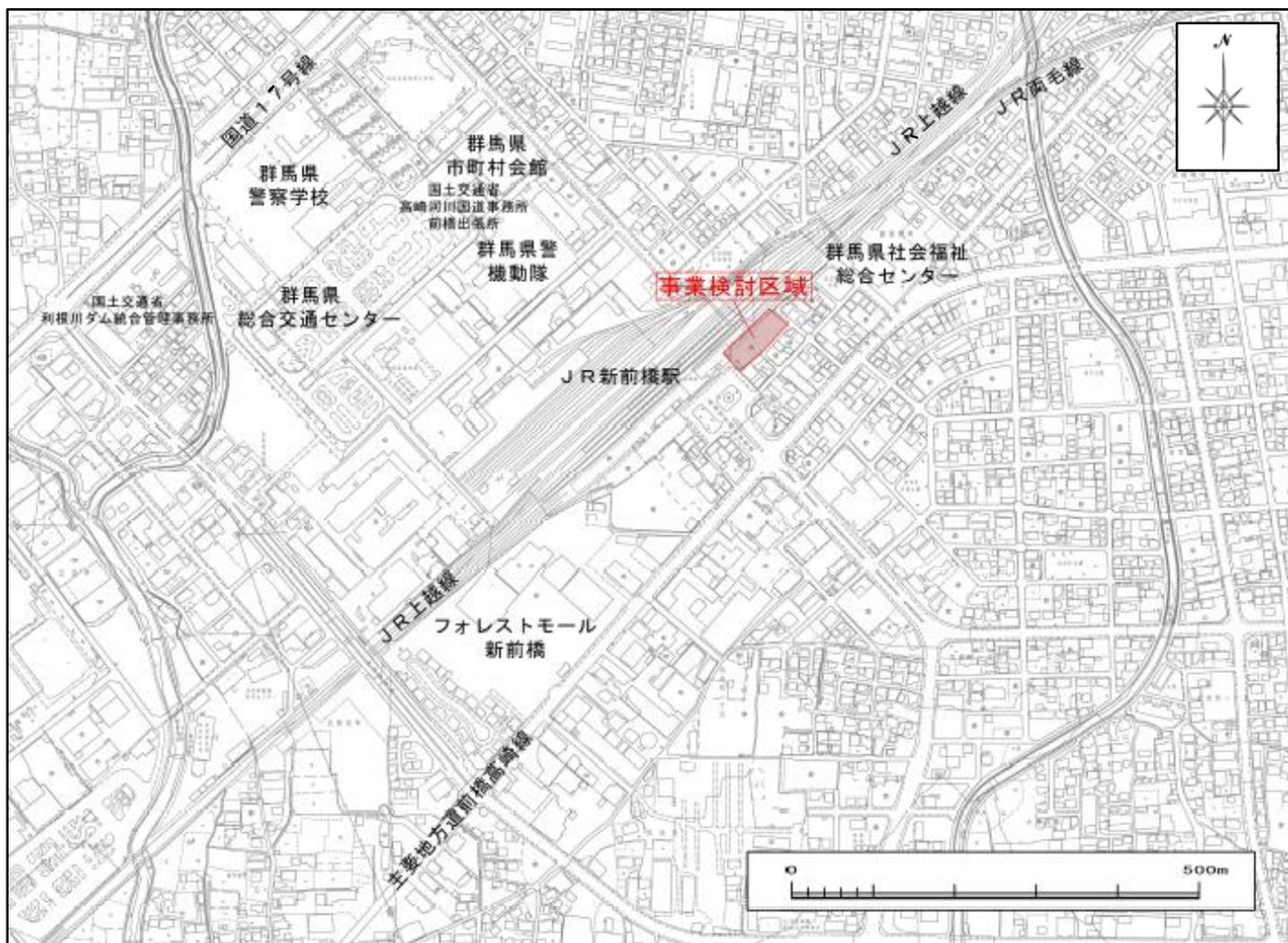
#### ◆アクセス

- JR線（新幹線利用）：東京～高崎～新前橋 約65分
- 関越自動車道：東京（練馬）～前橋 約60分

#### ◆主要施設等との距離（自動車利用の場合）

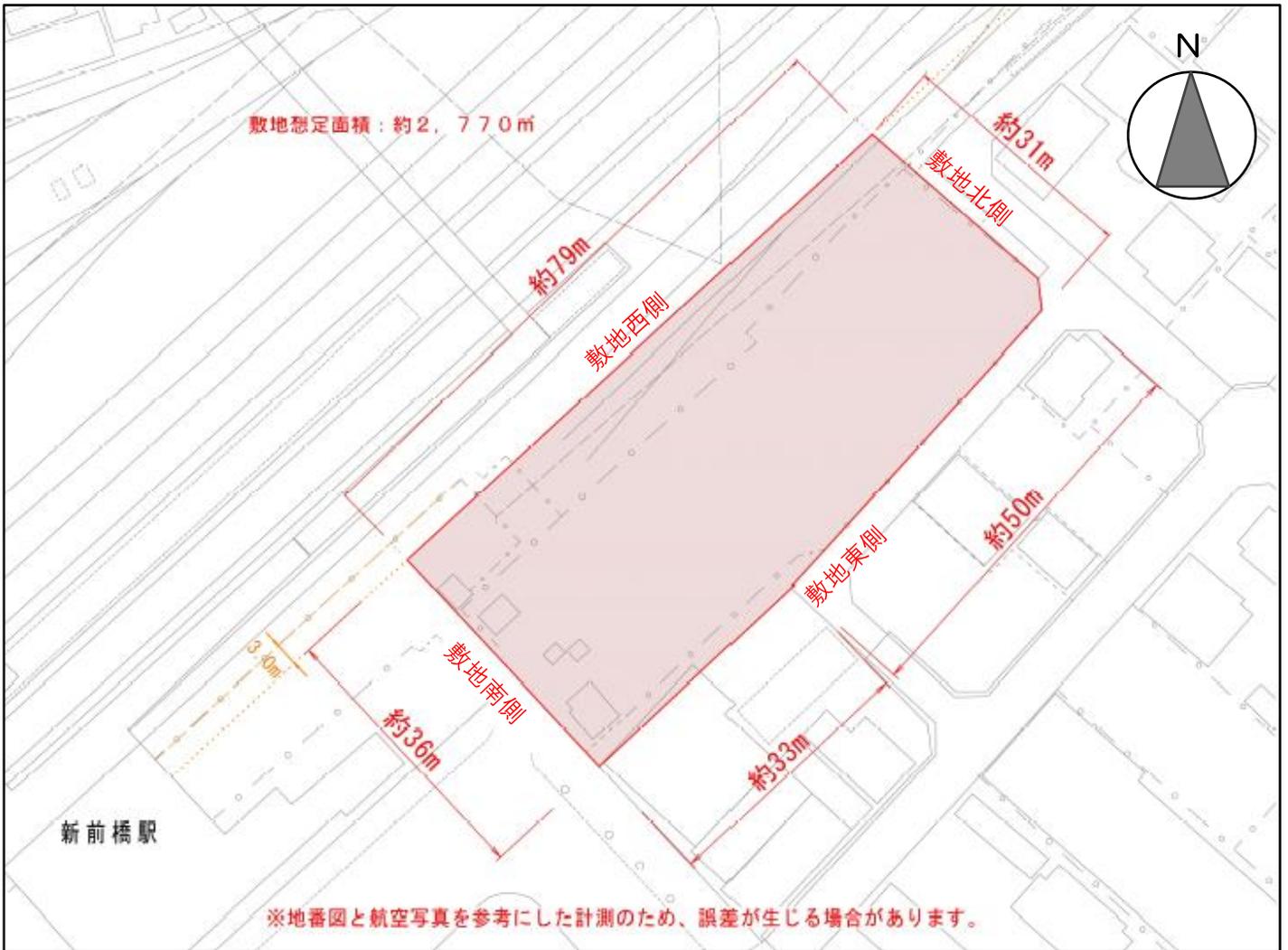
- 前橋市役所まで 約2.2 km
- 群馬県庁まで 約2.1 km
- 中心商業地まで 約3.2 km
- フォレストモール新前橋まで 約0.5 km
- けやきウォーク前橋まで 約2.7 km
- 関越自動車道前橋ICまで 約2.5 km

## (2) JR新前橋駅東口周辺の現況図



※この図面は参考資料のため、現地の形態が優先します。

### (3) 事業検討区域図 (想定)



上記区域図の網掛け部分を対象として、事業構想や施設計画等の提案を募集します。事業提案者選定後、事業化に係る検討や関係者等との協議により、事業区域の形状や面積等に変更が生じる場合があります。

#### (4) 事業検討区域の概要

所在地	前橋市新前橋町 23-1、23-2、23-17、23-18、23-19 前橋市古市町 465-4 の一部、468-3、468-4 の一部、506-1 の一部、 506-7 の一部			
敷地面積	面積約2,770㎡（図上計測による概算） ※事業提案者による測量・調査で面積が確定することになります。			
地目	雑種地、鉄道用地			
道路幅員 接道状況等	（敷地の東西南北は、便宜的に前頁に記載のとおりとします。） 敷地西側 接道無し（鉄道用地） 敷地北側 市道 16-045 号線 道路幅員 6.0（4.0）m 敷地南側 駅前ロータリー 敷地東側 市道 16-044 号線 道路幅員 4.0m			
法令制限・都市施設等	都市計画区域	市街化区域	用途地域	商業地域（市有地部分）
	建ぺい率	80%	容積率	400%
	防火・準防火	該当なし		
	上水道	前橋市上水道	下水道・雨水	公共下水道・分流式
	ガス	都市ガス	電気	東京電力
補足事項等	<p>○駅前広場部分のうち道路状となっている部分は、建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号に準ずる道路として扱います。</p> <p>○鉄道用地部分の用途地域は、工業地域です（建ぺい率 60%、容積率 200%）。</p> <p>○事業化にあたっては、必要となる都市計画決定や変更の手続き（※）を行うことを想定しています。</p> <p>※土地利用（用途地域等）、都市施設（都市高速鉄道の区域等）、市街地再開発事業など</p> <p>○市有地にある公衆トイレやその他の工作物・立竹木等は、想定する再開発事業で除却することとなります。</p> <p>○鉄道用地内の既存施設・設備等（電架柱やコンクリート柱、通信ケーブル等）については、想定する再開発事業において補償の対象となります。</p> <p>○地下埋設物及び地盤調査は行っておりません。</p> <p>○その他法令上の各種制限や現地の状況については、事業応募者でご確認ください。</p>			

### 3 募集実施の概要

#### (1) 募集の名称

本募集の名称は「JR新前橋駅東口市有地等活用事業 事業提案者募集」と称します。

#### (2) 主催者および事務局

- ・主催者：JR新前橋駅東口市有地等活用事業検討協議会
- ・事務局（担当）：前橋市都市計画部市街地整備課再開係  
住 所：〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号  
T E L：027-898-6004（直通）  
F A X：027-221-2361  
電子メールアドレス：shigaichi@city.maebashi.gunma.jp

#### (3) 事業目的

「JR新前橋駅東口市有地等活用事業」（以下、「本事業」という）は、ターミナル駅至近の利便性の高い市有地（現況は平面駐車場）等を有効活用すべく、駐車場施設の立体化及び周辺の無料自転車駐車場（駐輪場）の整理・集約を基本として、複合機能（共同住宅、事務所、店舗等）を有する施設の実現可能性についても検討し、居住・交流人口や同駅利用者数の増進、さらには駅周辺の活性化を目指していくものです。

なお、本事業に係る検討の結果、事業化が可能となった場合には、本事業を都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業（以下、「法定再開発」という）に位置づけ、公共性の高い事業として施行することを想定しています。

#### 【事業スケジュールについて】

応募時においては、法定再開発を想定した概略の事業スケジュール（イメージ）を提案してください。具体的なスケジュールについては、事業提案者として選定された後、事業化に関する検討を行いながら、関係機関等との協議や調整を経て決定していくこととなります。

#### (4) 地権者及び関係する所有地の状況

土地所有者2者

事業想定区域面積 約2,770㎡

##### ・前橋市

所有地番	地積 (㎡)
前橋市新前橋町23-2	74
前橋市新前橋町23-17	1049
前橋市新前橋町23-18	900
前橋市古市町468-3	9.76

##### ・日本貨物鉄道株式会社（以下、「JR貨物」という）

所有地番	地積 (㎡)
前橋市新前橋町23-1	319
前橋市古市町465-4の一部	(※) 約260 (1347のうち)
前橋市古市町506-1の一部	(※) 約160 (956のうち)

※図上計測のため、誤差が生じる場合があります。

#### (5) 各地権者の意向・条件

##### 【前橋市】

協議会の代表であり、駅周辺の利便性向上や活性化を図るため、法定再開発の事業スキームを活用した立体駐車場及び複合施設の整備可能性を検討する意向です。市の従前資産（市有地）については、権利床取得ではなく、事業用定期借地とすることを想定しています。

##### 【JR貨物】

所有地の売却処分や賃貸借契約、または法定再開発による権利床取得等による活用を想定しており、選定された提案内容に基づいて検討や協議を行った上で、本事業に対する判断（事業不参画の場合も含む）を行う意向です。

事業応募者は、同社が従後資産の活用方法について比較検討ができるよう、複数のパターンでの活用方法を提案してください。

※上記にかかわらず、選定された提案内容に基づく協議の不調や著しい社会情勢の変化等により、事業化が困難であると判断した場合には、本事業の検討を終了する可能性があります。

## (6) 留意事項

- ①事業応募者は、提出書類等の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- ②事業応募者の提案及び事業提案者の事業化に向けた業務全般に要する費用については、それぞれ事業応募者、事業提案者が全て負担するものとします。
- ③協議会と事業提案者が事業実施協定の締結に至らなかった場合、事業化に向けた検討や準備等のために既に支出した費用は各自の負担とし、当事者間で債権債務関係は生じないこととします。
- ④提案書類の著作権は事業応募者に帰属します。ただし、事業提案者の提案書類については、本募集や本事業において公表する場合または協議会が必要と認める場合には、協議会は提案書類の全部または一部を使用できるものとします。また、選定に至らなかった事業応募者の提案書類については、事業応募者に無断で使用しないものとします。なお、提案書類は返却しません。

## (7) 事業提案者、事業施行者の役割

事業提案者は、提案書の内容に基づき、整備する施設や事業スキーム等に関する協議を関係権利者で行います。併せて、事業化に向けた具体の基本計画（施設計画や資金計画等）の作成を進め、関係権利者の合意が得られた後に、協議会と事業実施協定を締結することで、事業施行者となることができます。

### ■事業提案者の業務全般

本事業に係る事業提案者として、下記の項目等を遂行します。

- ①事業全般業務・・・事業化に向けた詳細検討、各種基礎調査、基本計画等の作成、関係権利者及び関係機関等との協議・調整、協議会運営支援等
- ②その他関連業務

### ■事業施行者の業務全般（事業実施協定の締結に至った場合）

- ①事業全般業務・・・事業計画等の作成、関係権利者及び関係機関等との協議・調整、都市計画決定に必要な手続き、協議会運営支援等
- ②施設整備全般・・・調査・測量、基本・実施設計、工事施工等に関する発注業務
- ③その他関連業務

## (8) 事業応募者の構成・能力等

本募集は、「事業提案者」を募集するものですが、事業化に関する協議等の進展により、法定再開発の「事業施行者」への移行を想定していることから、事業応募者は、法定再開発の事業施行者要件を満たす企業構成とし、将来にわたって持続可能な施設の整備・運営等が実施できる企業または企業グループとします。

また、事業施行においては、国庫補助制度を活用した法定再開発を見込んでおり、P13の「(10) 施設提案に係る事項」で示すとおり、公共性の高い施設等の整備を想定していることから、前橋市内に本社や本店、支店等を置く企業または当該企業を含む企業グループが事業応募者となるように努めてください。

### ① 企業体

事業応募者が企業グループの場合は、代表する企業を定め、提案募集に関する手続きは当該代表企業が行うこととします。

※募集参加申込書の提出後に代表企業を変更することは認められません。

### ② 企業能力に関すること

イ) 低未利用地の利活用事業や複合施設整備事業等の参画実績等がある企業または企業グループの代表企業であること。

### ③ 資力・信用力等に関すること

イ) 資力

- ・営業キャッシュフロー規模が3期連続マイナスになっていないこと
- ・総キャッシュフロー規模が3期連続マイナスになっていないこと

ロ) 信用力

- ・経常利益が3期連続マイナスになっていないこと
- ・自己資本金額が3期連続で債務超過になっていないこと

ハ) 債務返済能力

- ・{利払能力(営業利益+減価償却費)/支払利息}の最近値の値が1.0未満でないこと

### ④ 欠格事項に関すること

イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16)第167条の4に規定する者でないこと

ロ) 国税、都道府県税、市町村税に滞納がない者であること

ハ) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第22号)に基づく手続き開始の申し立てがなされている者でないこと

ニ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団(暴力団の構成団体の構成員を含む)又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

ホ) 前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと

※③については、新型コロナウイルス感染拡大による影響等を踏まえて判断します。

※②~④については、「募集参加申込書」、「参加資格要件確認書」と合わせて内容を証する次の書類をご提出ください。

②イ) 参画実績の一覧表 (事業名、規模、施設内容、参画内容等)

③イ) }

□) 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)

ハ) }

④□) 各税完納証明書

ハ) 商業・法人登記 (履歴事項全部証明書)

二) 誓約書 (様式4)

## (9) 募集の日程等

### ① 募集要項の配布

- 配布期間：令和3年4月28日（水）から令和3年6月30日（水）まで  
（土・日・祝日を除く）
- 配布場所：前橋市役所（9階）市街地整備課（事務局）
- 配布時間：午前8：30から午後5：00までとします。

※前橋市ホームページからもダウンロードすることができます。（P17参照）

### ② 募集参加申込書（様式1）の受付

募集への参加を希望される企業又は企業グループは、「募集参加申込書」を提出してください。ただし、「募集参加申込書」の提出は、提案書の提出を義務づけるものではありません。

- 提出方法：事務局に持参にて提出してください。
- 受付期間：令和3年4月28日（水）から令和3年6月15日（火）まで  
（土・日・祝日を除く）
- 受付時間は、午前8：30から午後5：00までとします。
- 提出先：前橋市役所（9階）市街地整備課（事務局）

### ③ 質問書の受付及び回答

#### ア 質問書（様式2）の受付

- 提出方法：事務局に持参又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。
- 受付期間：令和3年5月10日（月）から令和3年5月21日（金）まで  
（土・日・祝日を除く）
- 受付時間は、午前8：30から午後5：00までとします。
- 提出先：前橋市役所（9階）市街地整備課（事務局）

#### イ 質問書に対する回答

- 回答方法：事業応募者全てにFAX又は電子メールにより送付します。
- 回答期日：令和3年6月4日（金）午後5：00まで  
※ご質問は順次、回答させていただきます。

### ④ 提出書類（提案書）の受付

- 提出方法：事務局に持参または郵送（配達記録又は簡易書留）のいずれかの方法で提出してください。
- 受付期間：令和3年6月21日（月）から令和3年6月30日（水）まで  
（土・日・祝日を除く）
- 受付時間は、午前8：30から午後5：00までとします。
- 郵送の場合は、令和3年6月30日（水）午後5：00必着としてください。  
※郵送の場合は、事前に事務局までご連絡ください。
- 提出先：前橋市役所（9階）市街地整備課（事務局）

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市都市計画部市街地整備課再開発係

⑤ 提案審査

- 審査日：令和3年7月中旬頃を予定  
※審査日については、募集参加申込締め切り後に追ってご連絡します。
- 実施場所：前橋市役所本庁舎内を予定
- 実施内容：提出された提案書等に基づき、プレゼンテーションを実施していただきます。

## (10) 施設提案に係る事項

協議会では、事業提案として立体駐車場機能を有する複合施設の整備・運営等を想定していますが、官民連携等による新たな整備手法や取り組みを盛り込むなど、将来性があり、新前橋駅利用者数の増進や周辺地区の活性化等の効果が期待できる提案をお願いします。

### 【施設計画】

#### ■必須施設

- ・立体駐車場施設（施設内に自転車駐車場（駐輪場）を併設したもの）  
⇒ 現在の平面駐車場（身体障害者用を含む66台）以上の一般向け駐車台数、かつ周辺の無料自転車駐車場（駐輪場）の整理・集約が可能な規模を有し、鉄道利用者や複合施設入居者・利用者の利便性に配慮した構造等を有するもの

#### ■想定施設

- ・共同住宅  
⇒ ファミリー層や鉄道利用者等を中心とした駅前に相応しい居住施設
- ・事務所、店舗等
- ・その他  
⇒ 地方拠点法に基づく「シビック・コア拠点」としての位置づけや、「前橋市立地適正化計画」における新前橋駅周辺地区（地域拠点）のまちづくりの方向性等を踏まえた提案など

【参考①】シビック・コア拠点（地方拠点法に基づいて定められた「前橋・高崎地方拠点都市地域」における新前橋駅周辺地区の位置づけ）

⇒ 県央の拠点都市地域の連携を図る結節拠点、前橋市の地域核として、既存工場の機能更新や再編の動きに合わせながら、既存の行政機能等の都市機能を維持するとともに、民間が主導する商業・業務機能のコンパクトで効率の良い集積を図る地区

【参考②】新前橋駅周辺地区のまちづくりの方向性（前橋市立地適正化計画）

都市機能誘導に向けたまちづくりの方向性について、各拠点毎に以下のとおり定めます。

#### 本庁地区（中心拠点）

全市を支える中心拠点として高次の都市機能の集積を維持しながら、少子高齢社会を見据えた機能の強化を図り、多世代にわたって多くの人が暮らし、集う賑わいにあふれたまちづくり

#### 新前橋駅周辺地区（地域拠点）

中心拠点を補完する商業、業務が充実した地域拠点として、高次の都市機能を維持しながら高齢化が進む地域に対応した都市機能の強化を図りつつ、交通結節点の立地を生かした利便性の高いまちづくり

#### 群馬総社駅周辺地区（生活拠点）

豊かな自然環境と調和した居住環境の中で、子育て・教育・文化機能を生かした子育て世代にとって充実したまちづくり

「前橋市立地適正化計画概要版」より抜粋

## (11) 提案書の内容と記載事項

### ① 事業計画書（A4版、施設整備計画イメージ図はA3版程度）

#### ア 整備・開発の方針

- (ア) 対象地の分析（地域性、立地特性等）
- (イ) 提案の趣旨、特長
- (ウ) 開発の方針、地区整備の果たす役割と目標

#### イ 施設整備計画

- (ア) 施設計画、導入機能の基本方針
- (イ) 各施設の概要及び規模
- (ウ) 施設の配置計画、建築計画及び動線計画

#### ウ 施設整備計画イメージ図

平面図、パースまたはイラストなどを用い、視覚的にイメージできるもの。  
（近隣との調和や景観が分かりやすいもの。）

#### エ 事業経営計画（「事業施行者」を想定）

- (ア) 事業経営の基本方針（経営理念、建設・管理・運営方針等）
- (イ) 資金計画（収支、資金調達等）
- (ウ) 事業推進体制（事業主体、デベロッパー、テナント候補等）
- (エ) 地権者調整の考え方（売買等、権利処理に関する対応等）
- (オ) 事業スケジュール

### ② 提出部数

- ・ 正本（クリップ止め） 1部
- ・ 副本（左綴じ） 10部（事業応募者名は記載しないでください）
- ・ 提出書類（提案書）の表紙は、巻末の様式を使用してください。
  - ※ 提出後は提出書類の変更等は認められません。
  - ※ 追加書類の提出を求めることがあります。

### ③ 付属提出書類

提案書の提出に併せて、下記の書類を1部持参してください。

- ・ 定款、事業経歴書及び営業案内書（企業パンフレット等）

なお、企業グループを構成して参加する場合は、全ての構成企業について付属提出書類を提出してください。

## (12) 審査

### ① 審査方法

#### ア 審査委員会の設置

事業応募者の提案書等について厳正かつ公平な審査を行うため、「(仮称)JR新前橋駅東口市有地等活用事業に係る事業提案者募集審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置します。

審査委員会の委員は、有識者、協議会等で構成します。

審査委員会は、事業応募者から提案された内容を審査し、提案の順位付けを行います。協議会は、審査委員会の結果を踏まえ、事業提案者を選定します。

#### イ 審査方法

提案書及び附属提出書類を審査します。

提案内容のプレゼンテーションと聞き取りを行い、書類審査と合わせて総合的に判定し、提案の順位付けを行います。

### ② 主な審査項目

- ・整備、開発の方針に関すること
- ・施設整備計画等に関すること
- ・事業経営計画に関すること

### ③ 審査結果の通知等

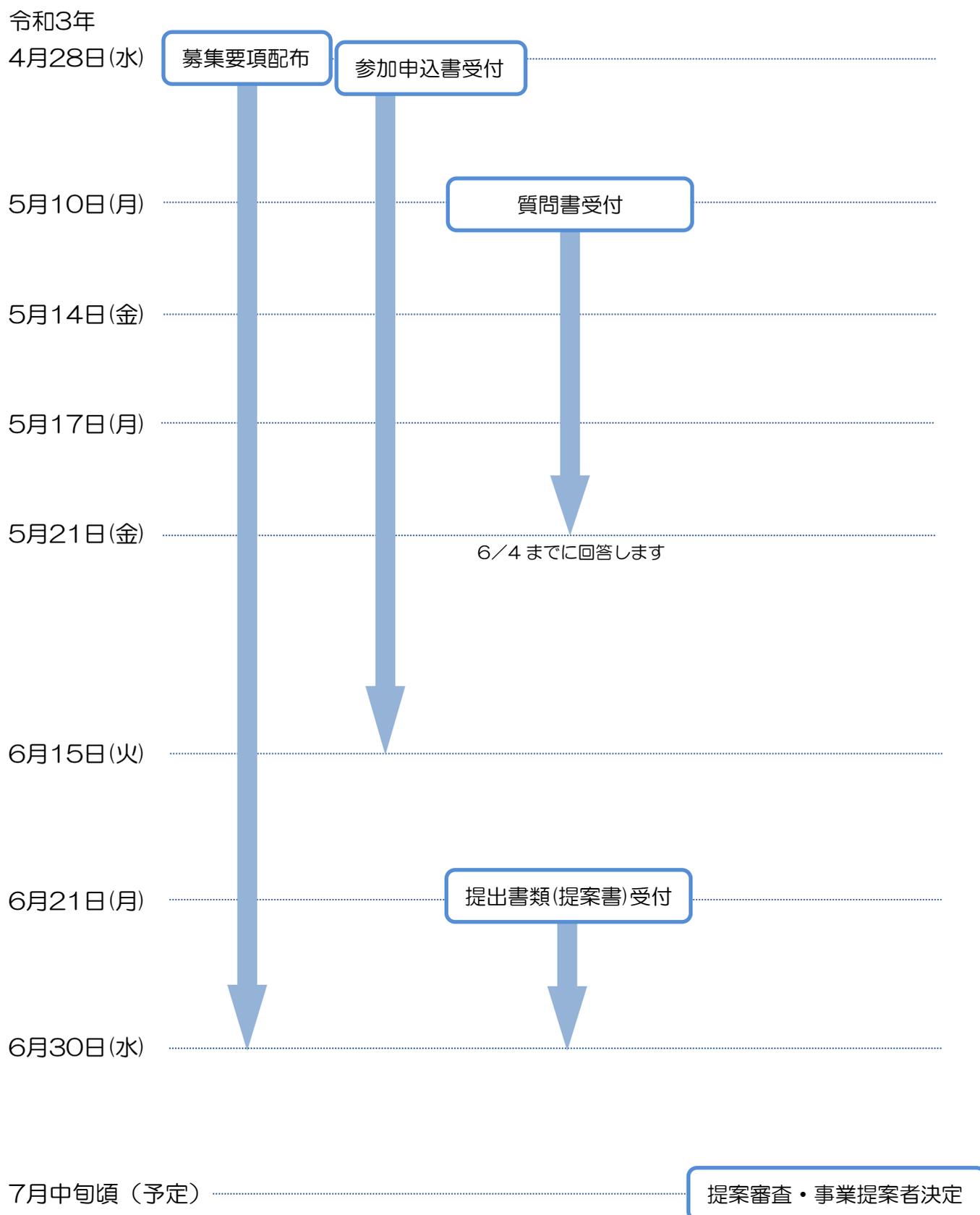
審査結果は、令和3年7月中旬頃に提案書を提出した事業応募者全て(企業グループの場合は代表企業)に文書で通知し、また、前橋市ホームページ内で公表予定です。

## (13) 募集スケジュール

- |                                    |                          |
|------------------------------------|--------------------------|
| ・募集要項の配布                           | 令和3年4月28日(水)から6月30日(水)まで |
| ・募集参加申込書の受付                        | 令和3年4月28日(水)から6月15日(火)まで |
| ・質問書の受付                            | 令和3年5月10日(月)から5月21日(金)まで |
| ・質問書に対する回答                         | 令和3年6月4日(金)まで(順次回答します。)  |
| ・提出書類(提案書)の受付                      | 令和3年6月21日(月)から6月30日(水)まで |
| ※上記の配布及び受付期間は土・日・祝日を除きます。          |                          |
| ※上記の配布及び受付時間は午前8:30から午後5:00までとします。 |                          |
| ・提案審査                              | 令和3年7月中旬頃(予定)            |
| ・事業提案者の決定通知及び公表                    | 令和3年7月中旬頃(予定)            |
| ・事業内容等に関する協議・調整                    | 令和3年7月中旬頃～(予定)           |

⇒提案書等に基づき、事業提案者と事業内容や関係権利者条件等に関する協議を行い、協議等が調った場合には、事業実施協定を締結します(事業施行者の決定)。

■募集スケジュールのフロー図



#### (14) 失格事項

- ・期限内に応募書類を提出できない場合
- ・本要項に定める事項に違反した場合
- ・虚偽の記載をした場合
- ・審査に重大な影響を与えるような不正行為があった場合

#### (15) その他

- ・事業応募者は、複数の提案書を提出することはできません。また、提出書類の変更もできません。
- ・提案内容の審査結果によっては、事業提案者の該当なしとする場合があります。
- ・提出書類、質疑、審査等における使用言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- ・参加資格確認基準日は、応募書類の提出日とします。
- ・提出書類の作成等に要する費用は、事業応募者の負担とします。
- ・提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ・事業提案者名及びその提案概要等は公表とします。
- ・提出書類の著作権は事業応募者に帰属します。ただし、協議会は公表等に必要な場合、これを無償で使用できるものとします。

[申込書類のダウンロードの方法]

- ① 「前橋市ホームページ」⇒右上「[施設・組織](#)」⇒組織一覧「[市街地整備課](#)」⇒市街地再開発「[JR新前橋駅東口市有地等活用事業 事業提案者の募集について](#)」
- ② 各様式はWord形式とPDF形式のファイルになっていますので、必要なファイルを選択してください。  
(PDF形式のファイルの利用には「Adobe Reader」がインストールされていることが必要です。)

<様式1>

受付番号：No.

受付年月日：令和 年 月 日

## 募集参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) JR新前橋駅東口市有地等活用事業検討協議会

### 事業応募者名(企業又は企業グループの代表企業)

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(※企業グループで応募する場合は下記も記入して下さい。)

構成企業 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

構成企業 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

構成企業 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

「JR新前橋駅東口市有地等活用事業 事業提案者募集」に参加したいので、申し込みます。

事務担当責任者の連絡先 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
F A X 番 号 \_\_\_\_\_  
電子メールアドレス \_\_\_\_\_

※企業グループを構成する場合には、構成企業全てを記入してください。

記入欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加してください。

<様式2>

令和 年 月 日

(あて先) JR新前橋駅東口市有地等活用事業検討協議会

質問者 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
連絡先 所 属 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_  
電子メールアドレス \_\_\_\_\_

## 質 問 書

「JR新前橋駅東口市有地等活用事業 事業提案者募集」について、次のことを質問しますので回答してください。

記

1	_____について(募集要項 p _____ ) _____
2	_____について(募集要項 p _____ ) _____
3	_____について(募集要項 p _____ ) _____

※質問事項は、できるだけ簡潔にまとめ、募集要項の関連ページを付記してください。  
用紙が不足した場合は、適宜、記入欄を追加してください。

<様式3>

参加資格要件確認書

募集要項 3.(8)「事業応募者の構成・能力等」に掲げる参加資格要件について、以下のとおり確認いたしました。

1. 企業能力に関すること

事業・業務に関与した事業名	事業内容・規模・施設内容・参画内容等

※上記に記載した事業・業務実績に係る事業内容等が分かる書類(パンフレット等)を添付してください。

2. 資力・信用力等に関すること

	要 件	チェック欄
イ	資力 ・営業キャッシュフロー規模が3期連続マイナスになっていないこと ・総キャッシュフロー規模が3期連続マイナスになっていないこと	
ロ	信用力 ・経常利益が3期連続マイナスになっていないこと ・自己資本金額が3期連続で債務超過になっていないこと	
ハ	債務返済能力 ・{利払能力(営業利益+減価償却)/支払利息}の最近値の値が1.0未満でないこと	

※財務諸表等(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)の3期分を添付してください。

3. 欠格事項に関すること

	要 件	チェック欄
イ	地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと	
ロ	国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けてないこと (※各完納証明書を添付してください。)	
ハ	民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続き開始の申立てを受けた者又は申立てをした者でないこと (※履歴事項全部証明書を添付してください。)	
ニ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく関係がないこと (※誓約書を添付してください。(様式4))	
ホ	前橋市から指名停止を受けている期間中でないこと	

※該当する項目について、チェック欄に○をつけてください。

<様式4>

令和 年 月 日

(宛先) JR新前橋駅東口市有地等活用事業検討協議会

住 所	
商号又は名称	印
代表者氏名	印

誓 約 書

自己又は法人の代表者及び法人の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。

# JR新前橋駅東口市有地等活用事業 事業提案者募集

## 提 案 書

令和 年 月 日

**事業応募者名（企業又は企業グループの代表企業）**

住 所	_____
商号又は名称	_____ 印
代表者氏名	_____ 印

※副本には事業応募者名を記載しないでください。